

令和6年度入園（所）のしおり

～幼稚園・認定こども園・保育所（園）・地域型保育事業所～



宮古市保健福祉部こども家庭センター
保育係

〒 027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号

☎ 0193-68-9088



（令和6年4月1日作成版）



目次

- ❁ 保育施設利用の際の「認定」について・・・・・・・・・・ p 1～4
- ❁ 認定こども園と保育所（園）等の違いとは？・・・・・・・・ p 5
- ❁ 認定こども園（幼稚園機能）・幼稚園について・・・・・・・・ p 6
- ❁ 保育所（園）・認定こども園（保育所機能）・
地域型保育事業所について・・・・・・・・ p 7～10
- ❁ 市内 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）一覧・・・・・・・・ p 11
- ❁ 市内 保育所（園）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ p 12
- ❁ 市内 認定こども園（保育所機能）・
地域型保育事業所一覧・・・・・・・・ p 13

❁ 保育施設利用の際の「認定」について ❁

認定こども園や保育所（園）、地域型保育事業所、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を利用する場合には、教育・保育の必要性の認定を市から受けることになります。認定される区分によって、下表のとおり、利用できる施設が変わります。

また、2・3号認定の場合は「保育の必要な事由」により、入園(所)後の「認定期間」や「保育の必要量」が変わります（事由、必要量、認定期間ともに2ページで説明）。

下表で説明している**認定区分「1号」「2号」「3号」**という用語は、このページ以降にて「3歳以上で幼稚園機能（教育）利用」「3歳以上で保育所機能（保育）利用」「3歳未満で保育所機能（保育）利用」という意味で頻繁に登場します。

認定区分	利用先	対 象
1号認定 (教育標準時間 認定)	認定こども園 (幼稚園機能) 新制度移行の幼稚園	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号認定 (保育認定)	保育所（園） 認定こども園 (保育所機能)	子どもが満3歳以上で、 <u>保育の必要な事由</u> があり、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (保育認定)	地域型保育事業所	子どもが満3歳未満で、 <u>保育の必要な事由</u> があり、保育所等での保育を希望する場合



「保育の必要な事由」及び「認定期間」とは？

保育所等で「保育」を希望する場合は、「保育の必要な事由」に該当することが必要です。子どもや保護者の状況が下記にあてはまれば、「保育の必要な事由」に該当し、2号または3号の保育認定を受けることができます。

なお、「保育の必要な事由」によって入園(所)後の「認定期間」が異なります。認定期間が終了し、継続入園(所)を必要とする場合は、新たな事由(求職活動→就労等)か、事由が継続すること(保護者の疾病→療養期間の延長等)を申請する必要があります。

- ① 就労(フルタイム、パートタイム、居宅内労働など、基本的にすべての種類の就労で、月の就労時間が48時間以上となる場合)(有期雇用の場合は、更新の都度就労証明書を提出してください。)
- ② 妊娠中であるか、出産後間がないこと(認定期間:母子手帳を取得してから、分娩予定日または産後8週間を経過する日の翌日が属する月末まで)
- ③ 保護者の疾病、負傷、若しくは精神、身体に障害を有していること(認定期間:障害者手帳等の保有や、診断書の記載内容など、疾病等の種類・状況による)
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしていること(認定期間:③に同じ)
- ⑤ 災害復旧にあたっていること
- ⑥ 求職活動中であること(認定期間:3ヵ月)
- ⑦ 就学中(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)であること
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること(認定期間:育児休業が終了する日の属する月末まで)
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

「保育の必要量」について

2・3号認定を受ける人は、保育の必要量によってさらに、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分され、その時間の範囲の中で利用できます。

◎「保育標準時間」

- ・フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)の区分です。

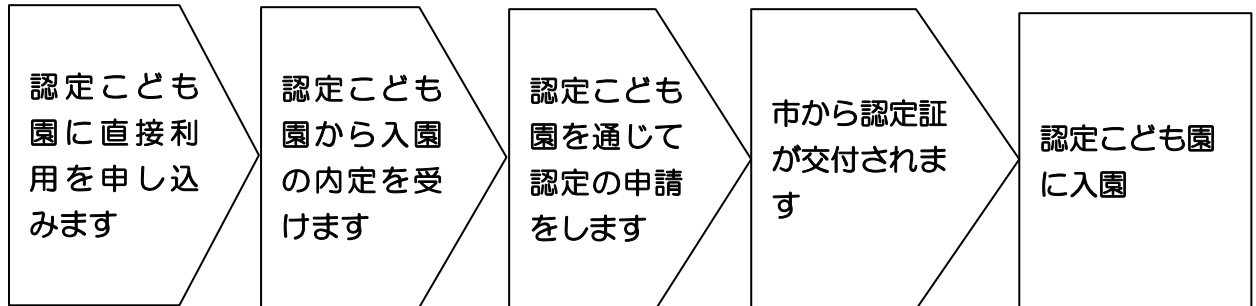
◎「保育短時間」

- ・パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)の区分です。
求職活動を理由として入園(所)となった世帯は、こちらに該当します。

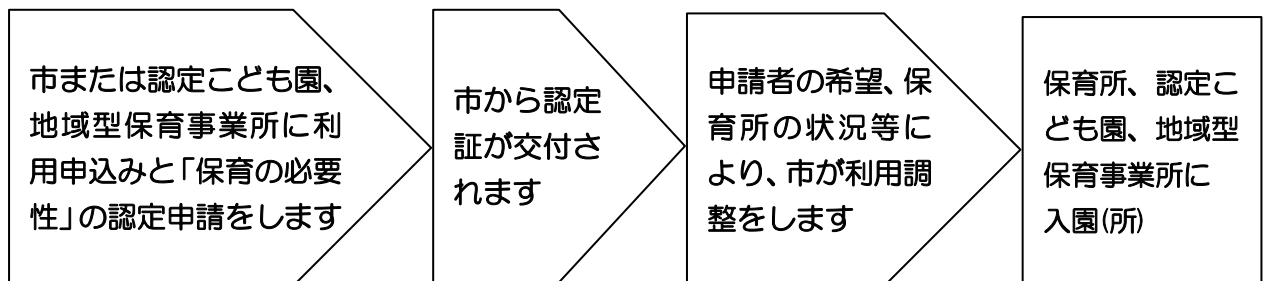
※短時間利用の利用時間帯は、保育施設により異なります。(12、13ページの施設一覧に記載しています。)

利用手続きの流れは？

◎宮古泉幼稚園・宮古ひかり（幼稚園機能）・そけい幼稚園（幼稚園機能）・あかまえこども園（幼稚園機能）の利用を希望する場合



◎保育所（園）・宮古ひかり（保育所機能）・そけい幼稚園（保育所機能）・あかまえこども園（保育所機能）・小規模保育事業所ククナの家・小規模保育園みいつけた・家庭的保育ルームつくしんぼ・ぶどうのき・ぽかぽかてらす・家庭的保育室いちごハウス・こぐまハウスの利用を希望する場合



◎幼稚園の利用を希望する場合（小百合幼稚園は、新制度移行の幼稚園となります。私立幼稚園ですが、市に認定申請をします。）



利用料（保育料）について

◎認定こども園・幼稚園

0歳から就学前までのすべての期間で、無料です。

※給食費（主食代）・・・1号認定においては別途負担

（副食費）・・・月額4,700円を超えない範囲で軽減します。

必要な手続きは、「副食費の給付を受けるための認定申請」です。

入園（所）後、園を通じてお手続きいただきます。

※別途スクールバス維持費等の負担が必要です。

◎保育所（園）（公立・私立共通）・地域型保育事業所

0歳から就学前までのすべての期間で、無料です。

※給食費（副食費）・・・月額4,700円を超えない範囲で軽減します。

必要な手続きは、「副食費の給付を受けるための認定申請」です。

入園（所）後、園を通じてお手続きいただきます。



❀ 認定こども園と保育所（園）等の違いとは？ ❀

	1号認定 (認定こども園幼稚園機能) (新制度移行の幼稚園)	2・3号認定 (保育所(園)、認定こども園保育所機能) (地域型保育事業所)
主な目的	教育	保育
対象	満3歳から小学校就学前	保育の必要な乳児（1歳未満）、 幼児（1歳から小学校就学前）
入園(所) の条件	年齢以外の入園条件はなし	保護者が仕事や病気などで子どもを保育 できないとき
保育料	0歳から就学前までのすべての子どもが無料	
保育時間	原則1日4時間 延長（預かり保育）も可 長期休業（夏休み冬休み）あり ●1日の流れの例 8：30 登園・遊び 10：30 朝の集い クラス活動 （カリキュラムに基づく活動） 11：30 給食準備・昼食 12：40 片付け・遊び 14：00 降園または預かり保育 18：30 預かり保育降園	原則1日8時間 延長保育実施保育所あり 長期休業なし ●1日の流れの例 7：30 登園・遊び 9：30 3歳児未満 おやつ 午 前 課題遊び 11：30 未満児から昼食 12：45 お昼寝準備・着替え 15：00 目覚め・おやつ 午 後 課題遊び 16：00 随時降所・集団保育 18：00頃 閉所（閉所時間は施設に よって異なります）
給食	任意（設置者による） 週4回または5回 副食給食（ご飯持参）または 主食付き ※施設によって異なります。	義務 2歳児までは完全給食 3歳児以上は副食給食（ご飯持参） ※認定こども園宮古ひかりは3歳児以上も 主食付き
スクール バス	利用可能	保育所……なし（保護者が送り迎え） 認定こども園……2号の子どもが利用可能 地域型保育事業所……なし （保護者が送り迎え）

※給食やスクールバスについては、宮古市内の施設の内容です。

❀認定こども園（幼稚園機能）・幼稚園について❀

1 市内の認定こども園（幼稚園機能）・幼稚園

名称、所在地等は 11 ページ一覧のとおり。

- ・私立認定こども園（幼稚園機能） 4か所
- ・私立幼稚園 1か所

2 開園時間 8時30分（施設により9時）～14時00分

※ 通常の開園時間の前後に、預かり保育を実施しています。

【預かり保育時間】

平日	7時30分（施設により7時）～8時30分 14時～18時30分
土曜日・長期休業日	7時30分（施設により7時）～18時30分

3 入園の手続きについて

認定こども園（幼稚園機能）・幼稚園の入園手続きについては、各施設に直接ご確認ください。

4 その他の手続きについて

☆子育てのための施設等利用給付

預かり保育を利用する場合、「保育の必要性」があるという認定を受けることで、利用料は、利用日数に応じ、月額 11,300 円まで無料になります。

「保育の必要性」があるとは、2 ページに掲載されている「保育の必要な事由」のことを指しています。

❀ 保育所（園）・認定こども園（保育所機能）・ 地域型保育事業所について ❀

1 市内の保育所（園）・認定こども園（保育所機能）・地域型保育事業所

名称、所在地等は 12～13 ページ一覧のとおり。

- | | | | |
|--------|-------|------------------|------|
| ・公立保育所 | 11 箇所 | ・私立認定こども園（保育所機能） | 4 箇所 |
| ・私立保育園 | 3 箇所 | ・地域型保育事業所 | 7 箇所 |

2 開所時間

公立・私立	施設名	開所時間	延長保育
公立保育所		7:30～18:00	無
	<small>ただし、指定管理となっている津軽石保育所と花輪保育所は、7:30～18:30</small>		
私立保育園	常安寺保育園	7:30～18:30	19:00
	宮古保育園	7:30～18:30	19:00
	いずみ保育園・分園てってらんど	7:30～18:30	無
私立 認定こども園	認定こども園宮古泉幼稚園	7:30～18:30	無
	認定こども園宮古ひかり	7:00～18:00	19:00
	認定こども園そけい幼稚園	7:30～18:30	無
	認定こども園あかまえこども園・さくらんぼ分園	7:00～18:00	19:00
私立 地域型保育事業所	小規模保育事業所ククナの家	7:30～18:00	無
	小規模保育園みいつけた	7:00～18:30	無
	家庭的保育ルームつくしんぼ	8:30～18:00	無
	ぶどうのき	7:30～18:30	無
	ぽかぽかてらす	7:30～18:30	無
	家庭的保育室いちごハウス	7:30～18:30	無
	こぐまハウス	7:30～18:30	無

※上記時間の範囲内で、認定を受けた時間を限度に利用することができます。

（「保育標準時間」「保育短時間」の施設ごとの利用時間帯は、12～13 ページに掲載しています。）

※常安寺保育園、宮古保育園、認定こども園宮古ひかり、認定こども園あかまえこども園では延長保育を実施しています。

※初めて入園（所）のお子さまや年齢の小さなお子さまなどは、入園（所）後、「ならし保育」にご協力いただく場合があります。

「ならし保育」とは…新規入園（所）のお子さまが保育所生活に慣れるよう、徐々に保育時間を延ばしていくことです。

3 「保育の必要な事由」と確認書類

認定を受けようとする「保育の必要な事由」により、確認書類が異なります。入園(所)後も、事由に変更が生じたつど、市へ届け出ていただく必要があります。

(1) 就労の場合

条 件	確認書類
<ul style="list-style-type: none"> 就労（フルタイム、パートタイム、居宅内労働など、基本的にすべての種類の就労で、月の就労時間が 48 時間以上となる場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書、自営業申立書、就労状況申告書（農業・漁業用）、内職証明書のいずれか

(2) 妊娠中であるか、出産後間がない場合

条 件	確認書類
<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中であるか、または出産後間がないこと（産後 8 週間を経過する日の翌日が属する月末まで） 	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の写し（表紙等、母の氏名のあるページ及び出産予定日が記載してあるページ）

(3) 保護者の疾病、負傷、若しくは精神、身体に障害を有している場合

条 件	確認書類
<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳 1～4 級または知的障害者、精神障害または疾病を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書のいずれかの写し
<ul style="list-style-type: none"> おおむね 1 か月以上の入院の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 診断書
<ul style="list-style-type: none"> おおむね 1 か月以上の通院で、通院に要する時間が 1 日 4 時間以上かつ週 4 日以上、月 15 日以上の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 診断書

(4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしている場合

条 件	確認書類
<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳 1～4 級または知的障害者、精神に障害または疾病を有する者の世話をしている者 また、それ以外であっても、常時介護が必要と判断される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 看護または介護を受けている者の 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書のいずれかの写し 診断書
<ul style="list-style-type: none"> おおむね 1 か月以上の入院の付添い 	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者の診断書
<ul style="list-style-type: none"> おおむね 1 か月以上の通院で 1 日 4 時間以上かつ週 4 日以上の通院付添看護を必要期間 	<ul style="list-style-type: none"> 通院患者の診断書

(5) 災害復旧にあたっている場合

条 件	確認書類
<ul style="list-style-type: none"> 震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書

(6) 求職活動中（または予定）の場合

条 件	確認書類
・家庭外で仕事をするため求職活動をしている、または入園(所)後に活動予定の場合	・求職活動等による保育必要事由申出書（現在ハローワークカードを所持し活動を行っている者は、カードの写しでも可）※入園(所)後は、就労など他の事由に切り替わるまで、定期的に求職活動報告書を提出していただきます。

(7) 就学中（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）の場合

条 件	確認書類
・高等学校、大学、専修学校、各種学校等に在学している場合	・在学中であることを証明する書類

(8) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合

条 件	確認書類
・育児休業を取得し、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認めた場合	・育児休業を取得中であることを証明する書類（就労証明書等）

4 入園(所)の手続きについて

(1) 必要書類

- ①「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書／施設・事業利用申込書」（児童1人につき1部）
- ②入所児童健康調査票（2号・3号入園(所)児童1人につき1枚）
- ③「保育の必要な事由」に関する書類（2号・3号入園(所)児童）
8～9ページの『3「保育の必要な事由」と確認書類』を確認のうえ、該当する書類をご提出ください。
- ④マイナンバー（個人番号）記入用紙（提出が無くても申請は受け付けます。）
- ⑤その他
 - ・児童の父母で令和5年1月1日時点で宮古市に住民票のない方（転入者等）・・・令和5年度住民税課税証明書
※令和5年1月1日時点で宮古市に住民票のない方は、令和5年度課税証明書の提出が必要となります。
 - ・父母のどちらかが単身赴任等により市外居住の場合
・・・住民票 及び「税情報等提供署名書類」
 - ・児童が食物アレルギーをお持ちの方・・・生活管理指導表

(2) 入園(所)申込の受付

入園(所)申込に必要な書類は、市こども家庭センター、市総合事務所（田老、新里、川井）、または各保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園にあります。

- ① 保育所（園）、認定こども園宮古ひかり（保育所機能）、認定こども園そけい幼稚園（保育所機能）、認定こども園あかまえこども園（保育所機能）、小規模保育事業所ククナの家、小規模保育園みいつけた、家庭的保育ルームつくしんぼ、ぶどうのき、ぽかぽかてらす、家庭的保育室いちごハウス、こぐまハウスに入園(所)希望の方

必要書類を準備いただき、**市こども家庭センターへ提出してください。**

- ② 認定こども園宮古泉幼稚園（保育所機能）に入園希望の方

必要書類を準備いただき、認定こども園へ直接提出してください。

- ③ 広域入所希望の方

近隣の他市町村で勤務、里帰り出産、転勤予定があるなどの理由で、宮古市以外の保育施設に入所を希望の場合は、宮古市を通じて入所申し込みを行います。自治体により申請期限が異なりますので、日数に余裕をもってご相談ください。

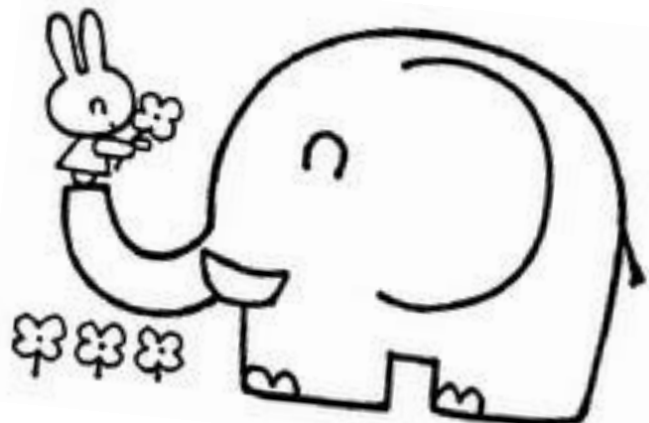
(3) 入園(所)申込の提出期限

- 年度途中（5～3月）入園(所)…入園(所)を希望する月の、前月15日（閉庁日に当たる場合は、その前の開庁日まで）
- 翌年4月入園(所)…11月頃に「広報みやこ」でお知らせします

【市内 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）一覧】

公私	施設名	住所	電話	受入年齢	定員	開園(所)時間 (預かり保育時間)	利用可能サービス				
							預かり保育	休日	要支援児	病後児	一時
私	小百合幼稚園	宮町 1-2-14	64-0388	3歳～	60	8:30～ 14:00 (7:30～ 8:30、 14:00～ 18:30)	○				
私	認定こども園 宮古泉幼稚園 (幼稚園機能)	上鼻 2-6-6	62-6365	3歳～	45	※土曜日・ 長期休業日の 預かり保育は 7:30～ 18:30	○				
私	認定こども園 宮古ひかり (幼稚園機能)	西町 3-3-26	62-6845	3歳～	45	9:00～ 14:00 (7:00～ 9:00、 14:00～ 18:30)	○				
私	認定こども園 そけい幼稚園 (幼稚園機能)	磯鶏沖 4-20	62-8678	3歳～	35	8:30～ 14:00 (7:30～ 8:30、 14:00～ 18:30)	○				
私	認定こども園 あかまえこども園 (幼稚園機能)	赤前 3-14-11	67-3340	3歳～	9	※土曜日・ 長期休業日の 預かり保育は 7:30～ 18:30	○				

※障がいや医療的配慮等、支援が必要な場合には、事前にご相談ください。



【市内 保育所（園）一覧】

公 私	施設名	住所	電話	受入 年齢	定 員	開園（所）時間 保育標準時間 （延長保育時間） ※実施施設のみ 保育短時間	利用可能サービス				
							延 長	休 日	要 支 援 児	病 後 児	一 時
公	愛宕保育所	愛宕 1-1-26	62-3472	6か月～	45	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 「保育標準時間」 「保育短時間」に ついては、2ページ で説明しています。 </div> 標準時間： 7:30～18:00 短時間： 8:00～16:00					
公	千徳保育所	千徳町 5-31	62-4108	6か月～	60						
公	小山田保育所	小山田 2-7-3	62-0875	6か月～	120				○	○	○
公	山口保育所	山口 5-2-1	63-0442	6か月～	45						
公	佐原保育所	佐原 2-8-8	63-5846	6か月～	70				○		
公	磯鶏保育所	上村 2-5-6	62-3076	6か月～	45						
公	崎山保育所	崎山 3-1-2	64-0191	6か月～	60						
公	田老保育所	田老三王 1-1-6	65-7337	6か月～	70				○		○
公	新里保育所	茂市 2-146-1	72-2318	6か月～	70				○		○
公	津軽石保育所 （指定管理）	津軽石 4-40-8	67-2217	6か月～	60		標：7:30～18:30 短：8:00～16:00				
公	花輪保育所 （指定管理）	花輪 4-2-1	69-2249	6か月～	60						
私	常安寺保育園	沢田 4-1	62-5624	6か月～	60	標：7:30～18:30 （延長保育 19:00） 短：個別対応	○				
私	宮古保育園	保久田 1-5	62-3929	6か月～	56	標：7:30～18:30 （延長保育 19:00） 短：個別対応	○				
私	いずみ保育園	上鼻 2-6-6	71-2323	6か月～ 3歳未満	50	標：7:30～18:30 短：個別対応					
私	いずみ保育園 分園てっらんど	近内 3-8-23	65-6810	6か月～ 3歳未満	35	標：7:30～18:30 短：個別対応					

※障がいや医療的配慮等、支援が必要な場合には、事前にご相談ください。

要支援児対応の保育所では、看護師を配置しています。

※6か月未満で公立保育所を希望される場合は、市こども家庭センターへご相談ください。

【市内 認定こども園（保育所機能）一覧】

公私	施設名	住所	電話	受入年齢	定員	開園（所）時間 保育標準時間 （延長保育時間） ※実施施設のみ 保育短時間	利用可能サービス				
							延長	休日	要支援児	病後児	一時
私	認定こども園 宮古泉幼稚園 （保育所機能）	上鼻 2-6-6	62-6365	3歳～	150	標：7:30～18:30 短：個別対応					
私	認定こども園 宮古ひかり （保育所機能）	西町 3-3-26	62-6845	6か月～	85	標：7:00～18:00 （延長保育 19:00） 短：9:00～17:00	○				
私	認定こども園 そけい幼稚園 （保育所機能）	磯鷄沖 4-20	62-8678	2歳 10か月～	50	標：7:30～18:30 短：個別対応					
私	認定こども園 あかまえこども園 （保育所機能）	赤前 3-14-11	67-3340	6か月～	40	標：7:00～18:00 （延長保育 19:00） 短：個別対応	○				
私	認定こども園 あかまえこども園 さくらんぼ分園 （保育所機能）	黒森町 2-15 ※休止中	63-8738	6か月～ 3歳未満	10						

※障がいや医療的配慮等、支援が必要な場合には、事前にご相談ください。

【市内 地域型保育事業所一覧】

公私	施設名	住所	電話	受入年齢	定員	開園（所）時間 保育標準時間 （延長保育時間） ※実施施設のみ 保育短時間	利用可能サービス				
							延長	休日	要支援児	病後児	一時
私	小規模保育事業所 ククナの家	上村 1-9-6	070-2014-3967	3か月～ 3歳未満	15	標：7:30～18:00 短：個別対応					
私	小規模保育園 みいつけた	大通 4-4-3-2	77-5512	6か月～ 3歳未満	16	標：7:00～18:30 短：8:00～16:00					
私	家庭的保育ルーム つくしんぼ	上鼻 2-5-13	77-5559	6か月～ 3歳未満	5	標：8:30～18:00 短：個別対応					
私	ぶどうのき	山口 3-2-23	65-6283	6か月～ 3歳未満	5	標：7:30～18:30 短：9:00～17:00					
私	ぼかぼかてらす	山口 3-6-1	090-7337-1440	5か月～ 3歳未満	5	標：7:30～18:30 短：個別対応					
私	家庭的保育室 いちごハウス	崎鞆ヶ崎 5-16-3	090-2270-4825	3か月～ 3歳未満	5	標：7:30～18:30 短：個別対応					
私	こぐまハウス	鴨崎町 2-20	63-8731	6か月～ 3歳未満	5	標：7:30～18:30 短：個別対応					

※障がいや医療的配慮等、支援が必要な場合には、事前にご相談ください。